

新たな地域医療構想について

Ⅰ スケジュール

① これまでの経緯

令和6年 3月29日 新たな地域医療構想等に関する検討会設置

令和6年12月18日 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」の公表

令和7年 7月 4日 第116回社会保障審議会医療部会

●地域医療構想及び医療計画等に関する検討会、WGの設置を決定

令和7年 7月24日 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会第1回検討会

●地域医療構想及び医療計画等に関する検討会及びワーキンググループの議論の進め方等

令和7年 8月 8日 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会第2回検討会

●新たな地域医療構想策定ガイドラインについて（医療機関機能、医療従事者の確保）

令和7年 8月27日 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会第3回検討会

●新たな地域医療構想策定ガイドラインについて

（区域・医療機関機能、医療と介護の連携、構想策定のあり方）

② 今後のスケジュール

秋 頃 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会「中間とりまとめ」

12～3月 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会「とりまとめ」

→ガイドライン及び医療計画指針（外来・在宅・医師確保）の発出

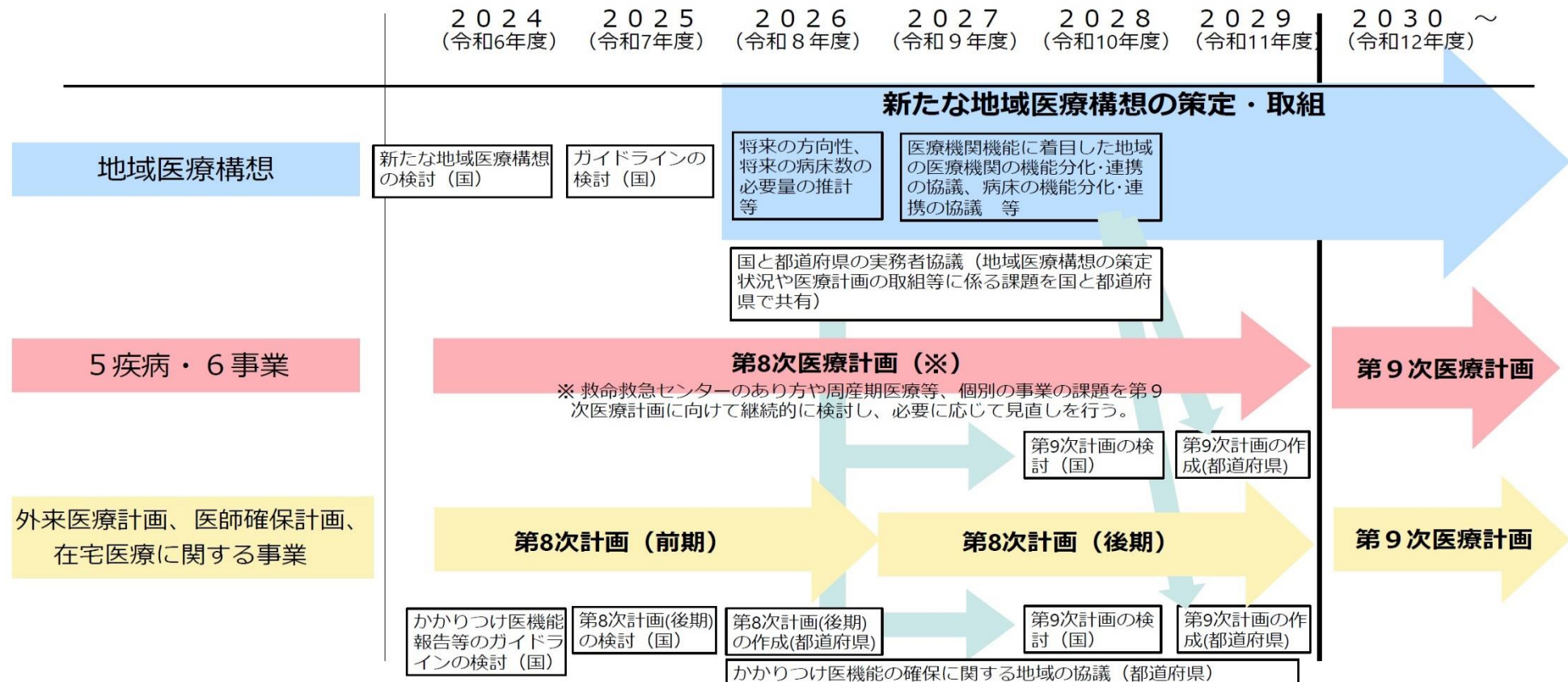
令和7年7月24日

第1回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会資料 2

令和6年12月3日新たな地域医療構想等に関する検討会資料(一部改)

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療・新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

【検討事項】

- 地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項
(⇒新たな地域医療構想の具体的内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- 医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- 医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する事項
- 外来医療計画に関する事項
- その他本検討会が必要と認めた事項



連携

その他5疾病等に関する検討体制

がん、循環器疾患、精神医療 等

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

【検討事項】

- 在宅医療に関する事項
- 医療・介護連携に関する事項 等

小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するWG

【検討事項】

- 小児・周産期医療提供体制に関する事項 等

救急医療等に関するWG

【検討事項】

- 救命救急センターに関する事項
- 救急搬送に関する事項 等

災害医療・新興感染症医療に関するWG

【検討事項】

- 災害、新興感染症発生・まん延時、国民保護事案等への対応 等

検討会スケジュール（各WGは必要に応じて順次開催）

7月～	議論の開始
秋頃	中間とりまとめ
12月～3月	とりまとめ

→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討

本検討会における検討の前提

- 新たな地域医療構想や医師偏在対策等は多岐にわたるところ、その一部は法律改正を要する事項もある。関連する改正事項を含む医療法等の一部を改正する法律案が継続審議とされていることを踏まえ、本検討会においては、法案を前提としない事項（法律事項以外）から具体的な検討を進める。

＜医療法改正法案を前提とせずに検討する事項＞

- ・ 必要病床数、医療機関や病床の機能
- ・ 構想区域のあり方
- ・ 医師偏在指標

等

＜医療法改正法案の成立後に検討する事項＞

- ・ 地域医療構想への精神病床の追加
- ・ 医師手当事業の創設
- ・ 外来医師過多区域における無床診療所の新規開設者への要請等

等

令和7年7月24日

第1回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会資料 2

各WGでの検討事項（案）

救急医療	◆ 救命救急センターの充実段階評価の見直しと救命救急センターのあり方について ◆ 効果的な救急搬送体制のあり方について 等
小児医療 周産期医療	◆ 地域における小児・周産期医療体制のあり方に関する事項 ◆ 安全な無痛分娩の体制整備に関する事項 等
災害医療 新興感染症医療	◆ 大規模災害に備えた災害拠点病院等の医療機関の強靱化 ◆ 保健医療福祉調整本部における災害医療コーディネーターの役割 ◆ EMIS（広域災害・救急医療情報システム）の整備とITを活用した災害医療支援の効率化 ◆ 国民保護事案における医療提供支援のあり方 ◆ 新興感染症発生・まん延時の迅速な対応・運用のあり方 等
在宅医療 医療・介護連携	◆ 医療計画における在宅医療及び医療・介護連携の体制整備の取組 ◆ 在宅医療に関わる多職種の役割明確化及び多職種間連携の強化に係る取組 ◆ かかりつけ医機能報告の活用による在宅医療提供体制の検討 等

2 新たな地域医療構想の位置付け

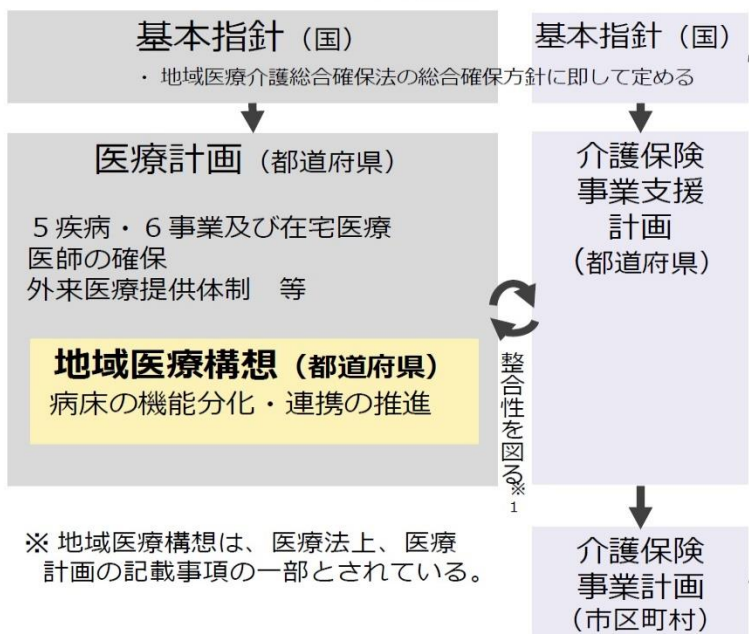
新たな地域医療構想に関するとりまとめ（令和6年12月18日）抜粋

- 新たな地域医療構想については、医療計画の上位概念として位置付け、医療計画については、その実行計画（6年間、一部3年間）として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業、在宅医療、外来医療、医師確保、医師以外の医療従事者確保等の具体的な取組を定めることとし、救急医療施設の役割分担・連携、医師や看護師等の医療従事者確保も含め、医療提供体制の確保に向けた取組について中長期的な需要等を踏まえて計画的に進めることが適当である。その際、新たな地域医療構想は、これまでと同様、介護保険事業支援計画等の各種計画との整合性を図ることが適当である。

新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理（案）

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
 - ・ 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
 - ・ 医療計画について、地域医療構想の6年間（一部3年間）の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。

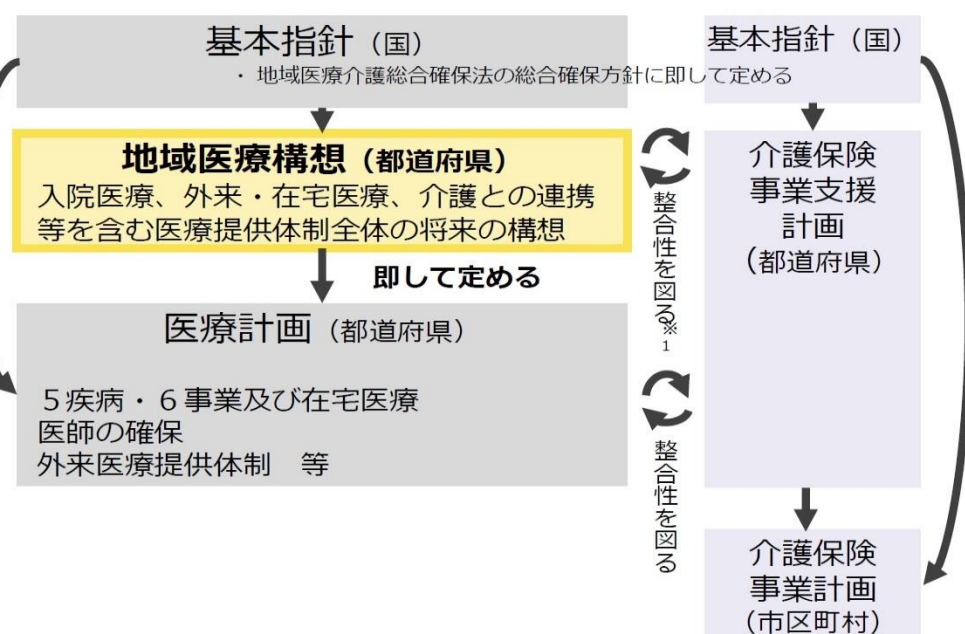
<現行>



※ 地域医療構想は、医療法上、医療計画の記載事項の一部とされている。

※ 1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。

<今後>



※ 1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。